

にいがた交通戦略プラン検討委員会 開催要綱

平成 29 年 7 月 5 日施行
平成 30 年 9 月 10 日改正
令和元年 6 月 4 日改正

(目的)

第 1 条 にいがた交通戦略プランは、平成 19 年 4 月の政令市移行を契機に、交通政策の基本方針と平成 20 年度から概ね 10 年間の短・中期的な施策を掲げ、誰もが移動しやすい交通環境の実現に向け、「都心アクセスの強化」、「生活交通の確保維持・強化」、「都心部での移動円滑化（基幹公共交通軸の強化）」の 3 本柱からなる交通施策を展開し、これまで新バスシステムの導入をはじめ、区バスや住民バスなど地域生活交通の充実に取り組んできたところである。にいがた交通戦略プランは策定から概ね 10 年経過するなか、人口減少や少子・超高齢化の進行など、社会情勢の変化や、新潟駅の新幹線と在来線の同一ホーム乗り換えが可能となる高架駅第一期開業や、その後の高架全面開業により、交通環境の大きな転換期を迎えることから、今後 10 年間の本市の拠点性の強化を見据えた新たな交通戦略を取りまとめるに当たり、有識者等が集い、次の各号に掲げることについて、専門的な観点から必要な意見及び助言をいただくため、にいがた交通戦略プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 県都にいがたの拠点化とずっと安心して暮らせるまちの実現に向け、新潟駅の高架化を見据えた今後 10 年間における戦略的な交通政策の基本的な考え方や方向性について
- (2) その他、都市交通施策として必要な事項について

(役割)

第 2 条 委員会は、新潟市が策定する新たな交通戦略プランに対し、意見及び助言を行う。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。ただし、市長が必要と認めた場合は変更できるものとする。

2 委員会の座長には、本市の技監が当たるものとする。

(会議等の開催)

第 4 条 委員会は、市長が必要と認めた場合に開催する。

(会議等の進行)

第 5 条 会議等の進行は座長が当たり、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者がこれに当たる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、新潟市都市政策部に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。

改正後の本要綱は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。

改正後の本要綱は、令和元年 6 月 4 日から施行する。

にいがた交通戦略プラン検討委員会 委員

区 分	氏名	所属・役職など
学識経験者 ・有識者 (3名)	中村 文彦	横浜国立大学 副学長
	佐野 可寸志	長岡技術科学大学大学院 教授
	島崎 敬子	新潟県立大学 名誉教授
市民団体 経済・産業団体 (5名)	木山 光	志民委員会 世話人代表
	小沢 謙一	新潟商工会議所 事業部長
	山崎 和美	新潟市消費者協会 会長
	中村 美香	NPO法人 まちづくり学校 理事
	山田 周	一般社団法人 日本旅行業協会 関東支部 新潟県地区委員会 委員長
行政機関 (1名)	新階 寛恭	新潟市 技監

■ オブザーバー

交通事業者 (2名)	三本 和彦	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 企画室長
	和田 徹	新潟交通株式会社 乗合バス部長
行政機関 (4名)	田中 創	国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所長
	小椋 康裕	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部長
	大坂 剛	新潟県 土木部都市局長
	水口 幸司	新潟県 交通政策局長